

別 表 編

← ⟲ 目 次 ⟳ →

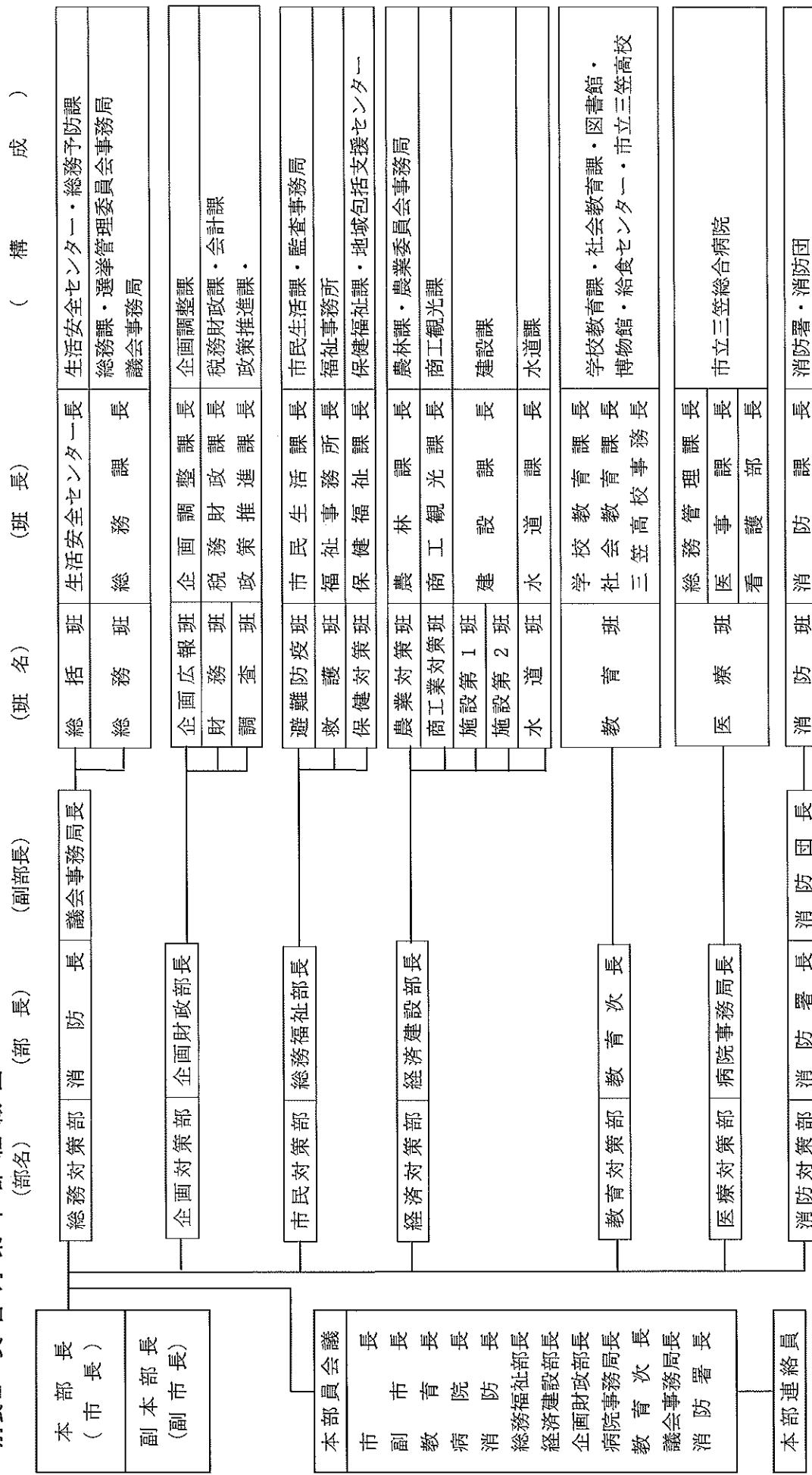
別表 1	三笠市防災会議委員構成一覧	1
別表 2	災害対策本部組織図	2
別表 3	本部連絡員	3
別表 4	災害対策本部設置基準	4
別表 5	表示板・保安帽・車標	5
別表 6	災害対策本部各部・班及び本部連絡員の任務分担	6
別表 7	災害対策本部各部・班の所掌事務	7
別表 8	被害状況判定基準	11
別表 9	災害情報等報告取扱要領	17
別表10	重要水防区域	18
	重要水防区域図	21
別表11	土砂災害警戒区域等の指定箇所及び危険箇所	22
	土砂災害危険箇所図（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）西部	25
	土砂災害危険箇所図（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）東部	26
別表12	山地灾害危険地区	27
	山地灾害危険地区図（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）	32
別表13	排水門等の施設	35
	排水門等の施設箇所図	36
別表14	備蓄状況	37
別表15	指定緊急避難場所一覧	38
別表16	指定避難所一覧	39
別表17	市有無線一覧	40
別表18	情報通信連絡系統	42
別表19	高速自動車国道事故発生・対策通報系統	45

別表 1

三笠市防災会議委員構成一覧

区分	職名	所在地	電話番号
会長	三笠市長	三笠市幸町2	2-3181
指定 地方 行政 機関	札幌開発建設部 岩見沢道路事務所長	岩見沢市日の出北2丁目	(0126) 22-4000
	札幌開発建設部 岩見沢河川事務所長	岩見沢市7条東9丁目	(0126) 23-9555
	札幌開発建設部岩見沢河川事務所 桂沢ダム管理支所長	三笠市桂沢	6-8272
	空知森林管理署長	岩見沢市3条東17丁目34	(0126) 22-1940
自衛隊	陸上自衛隊岩見沢駐屯地 第12施設群長兼岩見沢駐屯地司令	岩見沢市日の出台4丁目313	(0126) 22-1001
北海道	空知総合振興局森林室長	岩見沢市北2条西12丁目	(0126) 22-1155
	空知総合振興局札幌建設管理部 岩見沢出張所長	岩見沢市上幌向南1条2丁目	(0126) 26-3011
警察	北海道札幌方面岩見沢警察署長	岩見沢市10条東2丁目1番地1	(0126) 22-0110
指定 公共 機関	東日本電信電話株式会社 北海道事業部災害対策室長	札幌市中央区北1条西4丁目2-4 N T T大通4丁目ビル	(011) 212-4466
	北海道電力株式会社 岩見沢支店長	岩見沢市9条西1丁目12	(0126) 22-0605
指定 地方 公共 機関	一般社団法人三笠市医師会長	三笠市高美町444番地	2-8245
	北海土地改良区理事長	岩見沢市6条西7丁目	(0126) 22-2400
三笠市	副市長	三笠市幸町2	2-3181
	教育長	三笠市若草町404	2-2197
	消防長	三笠市若松町9	2-2033
	消防団長	三笠市若松町9	2-2033
	総務福祉部長	三笠市幸町2	2-3181
	経済建設部長	三笠市幸町2	2-3181
	企画財政部長	三笠市幸町2	2-3181

別表2 災害対策本部組織図



※ 各班の副班長は、班長以外の各課長等とする。
 ※ 議会事務局職員は「三笠市議会災害対策支援本部」が立ち上がった段階で、
 支援本部事務員としての業務に従事することから、市対策本部における固定的
 な位置づけから兼務発令とする。

別表3

本 部 連 絡 員

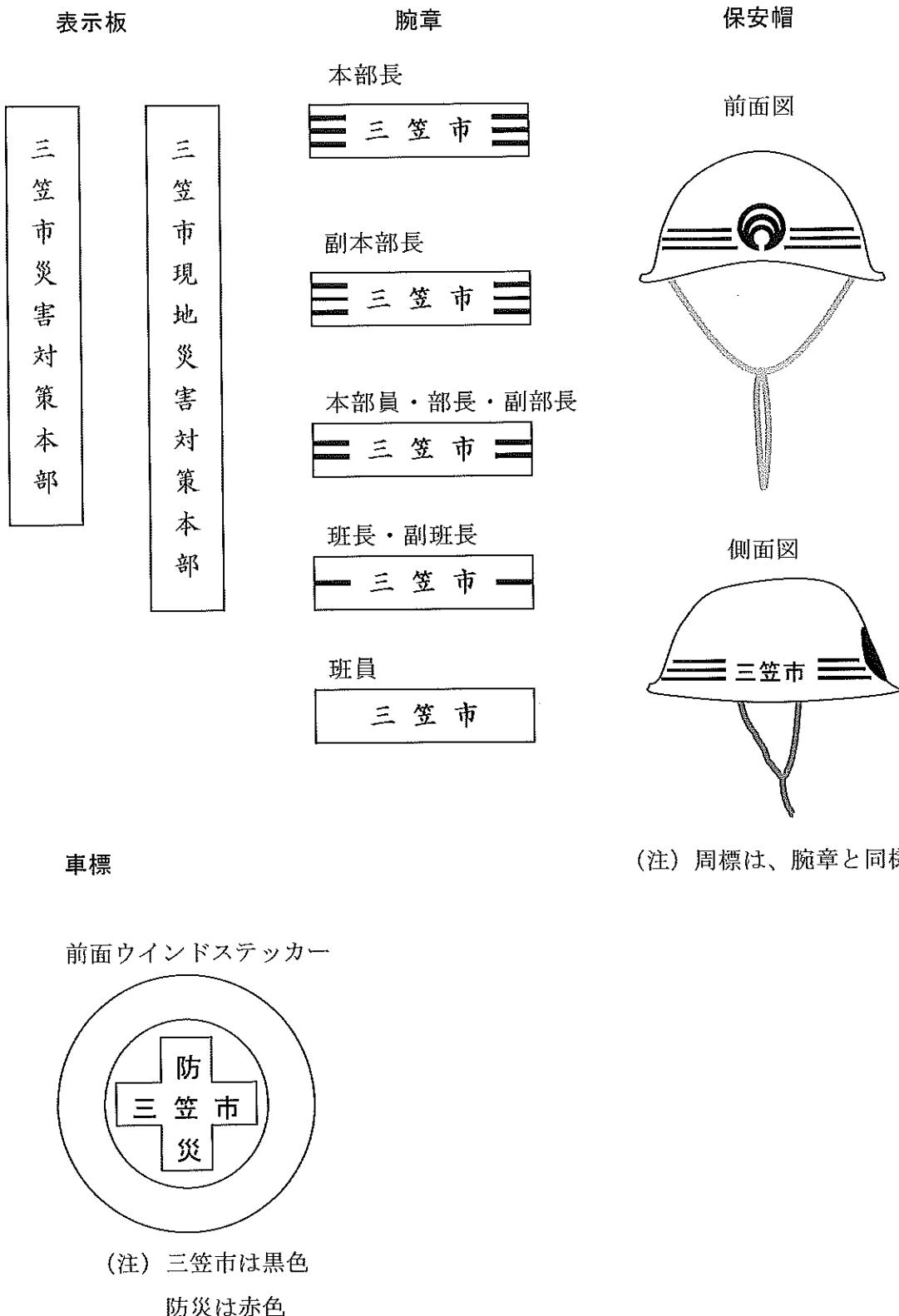
部	正	副
総務対策部	総務課総務秘書係長	部内班員 (1人)
企画対策部	企画調整課企画係長	部内班員 (1人)
市民対策部	市民生活課市民年金係長	部内班員 (1人)
経済対策部	農林課農林係長	部内班員 (1人)
教育対策部	学校教育課学校教育係長	部内班員 (1人)
医療対策部	総務管理課総務管理係長	部内班員 (1人)
消防対策部	総務予防課総務係長	部内班員 (1人)

別表 4

災害対策本部設置基準

風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の生涯、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模で、広域にわたるとき。
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度 5 以上の地震が発生したとき。
大事故等	
航空灾害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機が消息を絶ったとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路灾害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生、または発生する恐れがある場合において、総合的な災害対策を実施する必要があると認めたとき。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・冷（湿）害が発生したとき。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその対策を図る必要があるとき。

別表5



別表 6

災害対策本部各部・班及び本部連絡員の任務分担

区 分	任 務 分 担
各 部 共 通	<p>1 住民組織の協力要請に関すること。</p> <p>2 各部所管に属する災害及び被害の状況把握に関すること。</p> <p>3 公用負担に関すること。</p> <p>4 各部との連絡調整に関すること。</p> <p>5 各班長の非常招集に関すること。</p>
各 班 共 通	<p>1 所管に属する防災計画の作成及び修正に関すること。</p> <p>2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材等の整備及び点検に関すること。</p> <p>3 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること。</p> <p>4 災害時における所管の被害、救助等の記録に関すること。</p> <p>5 各関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>6 班員の非常招集に関すること。</p>
本 部 連 絡 員	<p>1 各部内の災害状況（被害）のとりまとめ及び総括班との連絡に関すること。</p> <p>2 本部指示事項の伝達に関すること。</p> <p>3 本部電話の応対に関すること。</p>

別表7

災害対策本部各部・班の所掌事務

部	班	所掌事務
総務部	総括班	<p>1 市防災会議及び本部員会議に関すること。</p> <p>2 本部の設置、配備体制及び廃止並びに周知に関すること。</p> <p>3 通信連絡機能の確保に関すること。</p> <p>4 防災行政無線の運用管理に関すること。</p> <p>5 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等、気象情報の受理並びに伝達に関すること。</p> <p>6 被害調査及び災害状況の総合的な取りまとめに関すること。</p> <p>7 避難の勧告又は指示の発令に関すること。</p> <p>8 救助法上の事務の総括に関すること。</p>
総務部	総務班	<p>1 北海道知事への災害報告に関すること。</p> <p>2 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること。</p> <p>3 自衛隊の派遣要請に関すること。</p> <p>4 部内各班及び他部との連絡調整及び本部記録の作成に関すること。</p> <p>5 本部に係わる災害応急対策の予算経理に関すること。</p> <p>6 出動職員の把握及び各班の応援配置に関すること。</p> <p>7 災害補償に関すること。</p> <p>8 市防災会議との連絡調整に関すること。</p> <p>9 災害見舞者及び視察者等に対する接遇に関すること。</p> <p>10 災害時の配車計画の作成及び車両の確保に関すること。</p> <p>11 被災者及び出動職員の緊急輸送の手配に関すること。</p> <p>12 総括班への支援に関すること。</p> <p>13 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。</p> <p>14 その他、他の部、班に属さないこと。</p>
企画部	企画広報班	<p>1 国、北海道、関係機関への陳情及び要望並びに資料調整に関すること。</p> <p>2 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関すること。</p> <p>3 災害復旧と総合計画の調整に関すること。</p> <p>4 災害状況の公表に関すること。</p> <p>5 住民に対する災害の広報に関すること。</p> <p>6 報道機関との連絡に関すること。</p> <p>7 災害報道記事及び記録写真の収集、保存に関すること。</p> <p>8 災害に関する相談、苦情等の処理に関すること。</p> <p>9 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。</p>
企画部	財務班	<p>1 災害対策の予算措置に関すること。</p> <p>2 市有財産の被害状況の把握に関すること。</p> <p>3 労務供給に関すること。</p> <p>4 被災証明書の発行に関すること。</p> <p>5 部内各班の協力に関すること。</p>

部	班	所掌事務
企画対策部	調査班	<p>1 災害状況の把握に関すること。(町内会等による情報収集)</p> <p>2 一般世帯の被害調査(住家及び非住家)及び被災世帯調査票の作成に関すること。</p> <p>※ 調査区域については、被害の規模等に応じ分担を決めるものし、農業地区については経済対策部農業対策班と、市街地区については同部商工業対策班と協議、協力のうえ行うものとする。</p> <p>3 被災に伴う税の減収見込額等の把握に関すること。</p> <p>4 部内各班の協力に関すること。</p>
市民対策部	避難防疫班	<p>1 避難者の収容及び避難所運営管理並びに連絡調整に関すること。 ただし、教育委員会所管施設の避難所について協力体制をとるものとする。</p> <p>(1) 収容者の把握、名簿の作成</p> <p>(2) 諸記録の作成</p> <p>(3) 食糧、生活物資の運搬、配布等援護業務</p> <p>(4) 施設の防火、秩序の維持及び環境整備</p> <p>2 被災者の避難誘導に関すること。(警察、経済対策部商工業対策班と消防対策部消防班と協力実施)</p> <p>3 被災者及び災害業務従事者に対する食糧供給に関すること。</p> <p>4 被災者に対する弔慰金及び災害援護資金に関すること。</p> <p>5 災害時の廃棄物等処理計画の作成及び実施に関すること。</p> <p>6 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。</p> <p>7 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。</p> <p>8 衛生施設、地域会館等の被害調査及び復旧に関すること。</p> <p>9 防疫作業班の編成及び防疫の実施に関すること。</p> <p>10 人的被害調査及び遺体収容措置に関すること。</p> <p>11 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。</p>
市民対策部	救護班	<p>1 社会福祉施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。</p> <p>2 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配分に関すること。</p> <p>3 日本赤十字社救助活動の連絡調整に関すること。</p> <p>4 義援金品等の受付、保管及び配分に関すること。</p> <p>5 ボランティアの受入れに関すること。</p> <p>6 部内各班の協力に関すること。</p>
市民対策部	保健対策班	<p>1 医療関係施設の被害調査に関すること。</p> <p>2 被災地及び避難所の保健指導並びに伝染病に関すること。</p> <p>3 応急医療及び助産関係の連絡調整に関すること。</p> <p>4 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の支援に関すること。</p> <p>5 医療対策部医療班の支援に関すること。</p> <p>6 部内各班の協力に関すること。</p>

部	班	所掌事務
経済対策部	農業対策班	<p>1 農業関係の被害調査に関すること。 ※ 農業地区の被災状況把握及び被災世帯調査については、企画対策部調査班と協議、協力のうえ行うものとする。</p> <p>2 農業被害に関する応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>3 農業被害補償及び農業関係資金の融資に関すること。</p> <p>4 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。</p> <p>5 救農土木事業に関すること。</p> <p>6 林野火災に関すること。</p> <p>7 部内各班の協力に関すること。</p>
	商工業対策班	<p>1 商工業関係の被害調査に関すること。</p> <p>2 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること。</p> <p>3 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関すること。</p> <p>4 全市的な食糧が不足した場合の、食糧の応急調達に関すること。</p> <p>5 企画対策部調査班の行う被災世帯調査の支援、協力に関すること。</p> <p>6 市民対策部避難防疫班の行う避難誘導の支援に関すること。</p> <p>7 部内各班の協力に関すること。</p>
	施設第1班	<p>1 土木関係被害調査の取りまとめに関すること。</p> <p>2 応急措置に係る資器材等の調達、配分に関すること。</p> <p>3 作業用車両及び土木建設用機械等の確保に関すること。</p> <p>4 道路の通行規制及び総合調整に関すること。</p> <p>5 水防施設及び危険水防区域等の巡回警戒に関すること。 (必要に応じ、企画対策部調査班の協力を得て行う。)</p> <p>6 三笠市水防計画に定める水防活動に関すること。</p> <p>7 水防資器材の備蓄、点検及び配備に関すること。</p> <p>8 救急排水場の操作に関すること。</p> <p>9 橋門の連絡体制に関すること。</p> <p>10 部内各班の協力に関すること。</p>
	施設第2班	<p>1 公共土木施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>2 道路、河川等の被災状況及び被害調査並びに応急措置に関すること。</p> <p>3 障害物の除去に関すること。</p> <p>4 内水排除活動に関すること。</p> <p>5 公園緑地等の被害調査及び応急措置に関すること。</p> <p>6 街路樹等の被害調査及び応急措置に関すること。</p> <p>7 公共建築物及び市営住宅の災害応急工事に関すること。</p> <p>8 避難所及び救護所等の設営工事に関すること。</p> <p>9 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>10 被災者住宅の応急修理に関すること。</p> <p>11 被災者住宅対策(宅地建物の融資制度及び貸付相談等)に関すること。</p> <p>12 部内各班の協力に関すること。</p>

部	班	所掌事務
経済対策部	水道班	<p>1 上水道施設の被害調査に関すること。</p> <p>2 飲料水の確保及び給水に関すること。</p> <p>3 応急給水に関すること。</p> <p>4 取水、導水、浄水、配水施設等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>5 配水管等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>6 下水道施設の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>7 下水道施設被害調査に関すること。</p> <p>8 净化施設の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>9 ポンプ場施設の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>10 部内各班の協力に関すること。</p>
教育対策部	教育班	<p>1 文教関係被害調査に関すること。</p> <p>2 教育施設の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>3 災害時における児童、生徒の避難等応急措置に関すること。</p> <p>4 被災児童、生徒の給食及び学用品の給与に関すること。</p> <p>5 必要に応じ、市民対策部避難防疫班の行う炊き出し業務の支援協力をを行うこと。</p> <p>6 教育委員会所管施設の避難所の運営管理に関すること。</p> <p>7 部内各班との連絡調整に関すること。</p>
医療対策部	医療班	<p>1 被災者の応急医療及び助産関係に関すること。</p> <p>2 病院施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。</p> <p>3 医薬品及び医療資材の確保に関すること。</p> <p>4 市民対策部救護班の支援に関すること。</p> <p>5 部内各班との連絡調整に関すること。</p>
消防対策部	消防班	<p>1 災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害活動に関すること。</p> <p>3 人命救助に関すること。</p> <p>4 他部及び消防団等との連絡調整に関すること。</p> <p>5 その他災害時の消防活動に関すること。</p>

別表8

被害状況判定基準

被 害 区 分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行 方 不 明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>

被 害 区 分		判 断 基 準
② 住 家 被 害	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床 上 浸 水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床 下 浸 水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被 害 区 分		判 断 基 準
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附隨する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農 業 被 害	農 地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被 害 区 分		判 断 基 準
農業被害	共 同 利 用 施 設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営 農 施 設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜 産 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
土木被害	河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂 防 設 備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地 す べ り 防 止 施 設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道 路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋 梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被 害 区 分		判 断 基 準
(5) 土木被害	下 水 道	<p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	公 園	<p>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
(6) 林業被害	林 地	<p>新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	治 山 施 設	<p>既設の治山施設等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	林 道	<p>林業経営基盤整備の施設道路をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	林 产 物	<p>素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	そ の 他	<p>苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。</p>
(7) 衛生被害	水 道	<p>水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	病 院	<p>病院、診療所、助産所等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	清 掃 施 設	<p>ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	火 葬 場	<p>火葬場をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被 告 区 分		判 断 基 準
⑧ 商 工 被 害	商 業	<p>商品、原材料等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	工 業	<p>工業等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。</p>
⑨ 公 立 文 教 施 設 被 害	<p>公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	
⑩ 社 会 教 育 施 設 被 害	<p>図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	
⑪ 社 会 福 祉 施 設 被 害	<p>老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	
⑫ そ の 他	水 道 (戸 数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸 数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸 数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸 数)	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	<p>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	都 市 施 設	<p>街路等の都市施設をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	そ の 他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

別表9

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるとこ
ろにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振
興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

- 災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。
- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
 - (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
 - (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
 - (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は
広域的な災害で当該市町村が軽微であっても、総合振興局地域全体から判断
して報告を要すると認められるもの。
 - (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
 - (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると
認められるもの。
 - (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式編様式5により速
やかに報告すること。この場、合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告
すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関
及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くもの
とする。

ア 速 報

被害発生後、直ちに様式編様式6により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、様式編様式6により報告すること。なお、報告内
容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等
について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に様式編様式6の様式により報告する
こと。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所
要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等によ
り迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文章により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

(1) 被害状況の判定基準は、別表編8のとおりとする。

別表 10

重要水防区域

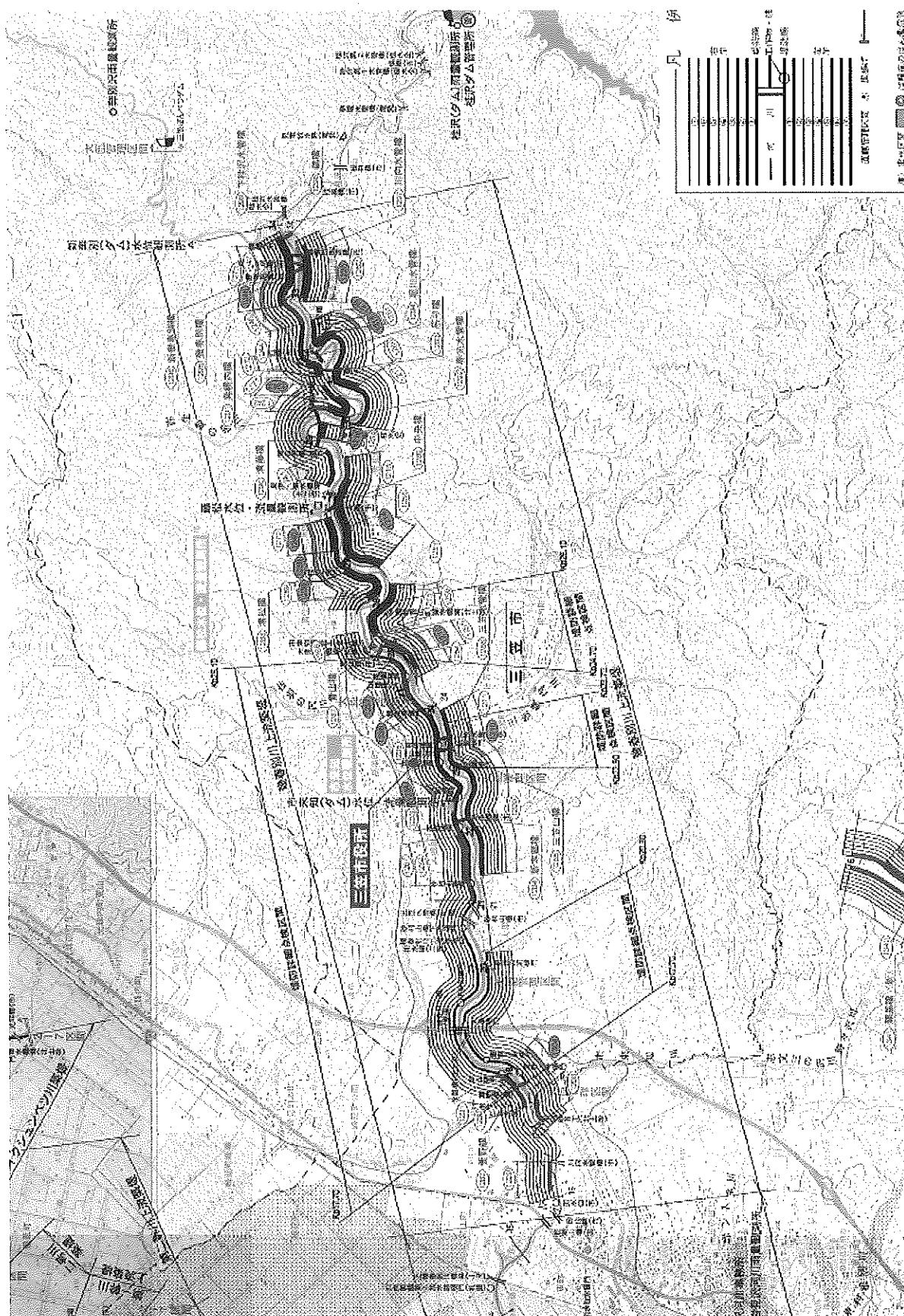
重要度 A : 水防上最も必要な区間 B : 水防上重要な区間 要注意 : 要注意区間

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	河川事務所
1209	幾春別川	左岸	堤防高		A	上流左岸築堤	21.40~22.95	1.55	岩見沢
1210	幾春別川	左岸	堤防高	○	A	上流左岸築堤	22.95~23.65	0.95	岩見沢
1211	幾春別川	左岸	堤防高		A	上流左岸築堤	23.65~23.90	0.25	岩見沢
1212	幾春別川	左岸	堤防高	○	B	上流左岸築堤	24.80~25.10	0.31	岩見沢
1213	幾春別川	左岸	堤防高		A	上流左岸築堤	25.40~26.30	0.97	岩見沢
1214	幾春別川	左岸	堤防高	○	A	上流左岸築堤	26.50~28.10	1.59	岩見沢
1215	幾春別川	左岸	堤防高		B	上流左岸築堤	28.10~28.50	0.40	岩見沢
1216	幾春別川	左岸	堤防高	○	A	上流左岸築堤	28.85~29.74	0.73	岩見沢
1217	幾春別川	左岸	堤防高		A	上流左岸築堤	30.10~31.53	1.43	岩見沢
1218	幾春別川	左岸	堤防高	○	A	上流左岸築堤	31.53~32.05	0.41	岩見沢
1219	幾春別川	左岸	堤防高	○	A	上流左岸築堤	32.05~32.50	0.45	岩見沢
1220	幾春別川	左岸	堤防高	○	A	上流左岸築堤	32.95~33.50	0.68	岩見沢
1229	幾春別川	右岸	堤防高		B	上流右岸築堤	16.10~16.50	0.40	岩見沢
1230	幾春別川	右岸	堤防高		B	上流右岸築堤	17.50~17.77	0.27	岩見沢
1231	幾春別川	右岸	堤防高		B	上流右岸築堤	17.77~18.20	0.42	岩見沢
1232	幾春別川	右岸	堤防高		B	上流右岸築堤	21.00~22.20	1.20	岩見沢
1233	幾春別川	右岸	堤防高		A	上流右岸築堤	22.20~22.60	0.39	岩見沢
1234	幾春別川	右岸	堤防高	○	A	上流右岸築堤	22.60~23.00	0.39	岩見沢
1235	幾春別川	右岸	堤防高		A	上流右岸築堤	23.00~24.10	1.09	岩見沢
1236	幾春別川	右岸	堤防高	○	B	上流右岸築堤	24.10~24.25	0.15	岩見沢
1237	幾春別川	右岸	堤防高	○	B	上流右岸築堤	24.30~25.00	0.67	岩見沢
1238	幾春別川	右岸	堤防高	○	A	上流右岸築堤	25.90~26.86	0.81	岩見沢
1239	幾春別川	右岸	堤防高	○	A	上流右岸築堤	26.86~27.20	0.36	岩見沢
1240	幾春別川	右岸	堤防高	○	A	上流右岸築堤	27.20~27.70	0.54	岩見沢
1241	幾春別川	右岸	堤防高		A	上流右岸築堤	28.10~28.70	0.63	岩見沢
1242	幾春別川	右岸	堤防高		B	上流右岸築堤	29.50~29.74	0.24	岩見沢
1243	幾春別川	右岸	堤防高	○	A	上流右岸築堤	29.74~30.70	0.82	岩見沢
1244	幾春別川	右岸	堤防高		A	上流右岸築堤	31.10~32.50	1.40	岩見沢
1245	幾春別川	右岸	堤防高		B	上流右岸築堤	32.50~32.85	0.35	岩見沢
1246	幾春別川	右岸	堤防高	○	B	上流右岸築堤	32.85~33.10	0.26	岩見沢

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	河川事務所
1247	幾春別川	右岸	堤防高		A	上流右岸築堤	33.10~33.85	0.78	岩見沢
1254	幾春別川	左岸	堤防断面		A	上流左岸築堤	24.45~24.71	0.30	岩見沢
1255	幾春別川	左岸	堤防断面		B	上流左岸築堤	24.71~25.37	0.67	岩見沢
1256	幾春別川	左岸	堤防断面		A	上流左岸築堤	25.42~26.25	0.90	岩見沢
1257	幾春別川	左岸	堤防断面		A	上流左岸築堤	26.50~27.50	1.00	岩見沢
1258	幾春別川	左岸	堤防断面		A	上流左岸築堤	27.50~28.27	0.76	岩見沢
1259	幾春別川	左岸	堤防断面		A	上流左岸築堤	28.80~29.75	0.79	岩見沢
1260	幾春別川	左岸	堤防断面		A	上流左岸築堤	30.60~31.20	0.60	岩見沢
1261	幾春別川	左岸	堤防断面		A	上流左岸築堤	31.53~32.05	0.41	岩見沢
1262	幾春別川	左岸	堤防断面		A	上流左岸築堤	32.85~33.61	0.79	岩見沢
1267	幾春別川	右岸	堤防断面		B	上流右岸築堤	21.33~22.03	0.70	岩見沢
1268	幾春別川	右岸	堤防断面		A	上流右岸築堤	25.37~25.42	0.05	岩見沢
1269	幾春別川	右岸	堤防断面		A	上流右岸築堤	25.90~26.86	1.00	岩見沢
1270	幾春別川	右岸	堤防断面		A	上流右岸築堤	27.20~27.70	0.49	岩見沢
1271	幾春別川	右岸	堤防断面		A	上流右岸築堤	29.74~30.97	1.09	岩見沢
1272	幾春別川	右岸	堤防断面		A	上流右岸築堤	31.10~31.90	0.80	岩見沢
1273	幾春別川	右岸	堤防断面		A	上流右岸築堤	32.85~33.85	1.04	岩見沢
1283	幾春別川		工作物		B	萱野橋	17.71		岩見沢
1284	幾春別川		工作物		A	新本郷橋	22.20		岩見沢
1285	幾春別川		工作物		A	三笠山橋	23.33		岩見沢
1286	幾春別川		工作物		A	三笠水管橋	23.72		岩見沢
1287	幾春別川		工作物		B	青山橋	25.13		岩見沢
1288	幾春別川		工作物		A	清松橋	27.02		岩見沢
1289	幾春別川		工作物		A	中央橋	27.81		岩見沢
1290	幾春別川		工作物		A	清藤橋	28.92		岩見沢
1291	幾春別川		工作物		A	奔幌内橋	29.55		岩見沢
1292	幾春別川		工作物		A	春光水管橋	29.84		岩見沢
1293	幾春別川		工作物		A	吊り橋	31.10		岩見沢
1294	幾春別川		工作物		A	堀川水管橋	31.63		岩見沢
1295	幾春別川		工作物		B	幾春別橋	33.31		岩見沢
1296	幾春別川		工作物		B	新幾春別橋	33.37		岩見沢
1297	幾春別川		工作物		A	川向水管橋	33.52		岩見沢

No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	延長	河川事務所
1298	幾春別川		工作物		B	錦橋	33.72		岩見沢
1299	幾春別川		工作物		B	下桂沢水管橋	34.23		岩見沢
1304	幾春別川	左岸	重点区間	○		上流左岸築堤	17.60~18.00	0.39	岩見沢

重要水防区域図



別表 1-1

1 土砂災害警戒区域等の指定箇所

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
土006	土石流	美園町	美園町沢川	I 04-0190	平成28年2月18日	○	—
土007	土石流	清住町	清住町沢川	I 04-0200	平成28年9月20日	○	○
土008	土石流	東清住町	東清住町沢川	II 04-0210	平成28年3月29日	○	○
土015	土石流	西桂沢	下桂川	I 04-0280	平成28年3月29日	○	○
土018	土石流	西桂沢	西桂沢の沢川	II 04-0310	平成28年3月29日	○	○
土019	土石流	幾春別山手町、幾春別川向町	山手町沢川	I 04-0320	平成28年3月29日	○	○
土020	土石流	幾春別山手町	山の手沢川	I 04-0330	平成28年3月29日	○	—
土021	土石流	幾春別栗丘町	倉田の沢川	I 04-0340	平成28年3月29日	○	—
土022	土石流	唐松緑町	団地の沢川	I 04-0350	平成28年3月29日	○	—
土023	土石流	唐松緑町、唐松常盤町、 唐松千代田町1丁目	新幌の沢川	I 04-0360	平成28年3月29日	○	—
土024	土石流	唐松千代田町2丁目、唐松青山町	唐松沢川	I 04-0370	平成28年3月29日	○	—
土025	土石流	唐松千代田町2丁目、唐松青山町 唐松緑町	学校裏の沢川	I 04-0380	平成28年3月29日	○	—
土026	土石流	唐松青山町	社宅沢川	II 04-0390	平成28年3月29日	○	—
土027	土石流	唐松青山町、唐松緑町	廃抗の沢川	II 04-400	平成28年3月29日	○	—
土028	土石流	本町、若草町	本町1の沢川	II 04-0410	平成28年3月29日	○	—
土029	土石流	本町、若草町、有明町	本町2の沢川	II 04-0420	平成28年3月29日	○	—
土030	土石流	幌内住吉町、幌内新栄町	住吉の沢川	I 04-0430	平成26年2月18日	○	○
土031	土石流	幌内北星町、幌内住吉町	本田の沢川	I 04-0440	平成26年2月18日	○	○
土032	土石流	幌内北星町、幌内金谷町	金谷沢川	I 04-0450	平成26年2月18日	○	—
土033	土石流	幌内金谷町、幌内町3丁目	幌小の沢川	I 04-0460	平成26年2月18日	○	—
土034	土石流	幌内町2丁目、幌内町3丁目	幌内寺沢川	I 04-0470	平成28年3月29日	○	—
土036	土石流	幌内月光町	月光の沢川	II 04-0490	平成26年2月18日	○	○
土037	土石流	幌内金谷町、幌内月光町	春日町沢川	II 04-0500	平成26年2月18日	○	—
土038	土石流	幌内春日町、幌内金谷町	春日沢川	I 04-0510	平成26年2月18日	○	○
土039	土石流	幌内北星町、幌内春日町、幌内金谷町	七十号2の沢	II -04-0520	平成26年2月18日	○	○
土040	土石流	幌内北星町、幌内春日町	七十号1の沢	II -04-0530	平成26年2月18日	○	○
土041	土石流	幌内北星町	岡田の沢川	I 04-0540	平成26年2月18日	○	○
土047	土石流	唐松青山町	山手線の沢川	III 04-001	平成28年3月29日	○	—

急001	急傾斜地の崩壊	本町	三笠本町 1	I -0-311-311	平成28年3月29日	○	○
急002	急傾斜地の崩壊	幌内北星町、幌内新栄町	幌内北星町 1	I -0-312-312	平成26年2月18日	○	○
急003	急傾斜地の崩壊	幌内北星町	幌内北星町 2	I -0-313-313	平成26年2月18日	○	○
急004	急傾斜地の崩壊	幌内町3丁目	幌内町 3 丁目	I -0-314-314	平成26年2月18日	○	○
急005	急傾斜地の崩壊	幌内町1丁目、幌内中央町	幌内町 1 丁目	I -0-315-315	平成26年2月18日	○	○
急006	急傾斜地の崩壊	唐松青山町、唐松緑町	三笠唐松緑町 1	I -0-316-316	平成28年3月29日	○	○
急007	急傾斜地の崩壊	清住町、東清住町	三笠清住町 1	I -0-317-317	平成28年3月29日	○	○
急008	急傾斜地の崩壊	清住町、東清住町	三笠清住町 2	I -0-318-318	平成28年3月29日	○	○
急014	急傾斜地の崩壊	幾春別町1~3丁目	幾春別町 1 丁目	I -0-324-324	平成26年2月18日	○	○
急018	急傾斜地の崩壊	本町、美和、堤町	三笠本町 2	II -0-265-265	平成28年3月29日	○	○
急019	急傾斜地の崩壊	幌内北星町、幌内春日町	幌内春日町 1	II -0-266-266	平成26年2月18日	○	○
急021	急傾斜地の崩壊	幌内北星町、幌内春日町、幌内金谷町	幌内春日町 2	II -0-268-268	平成26年2月18日	○	○
急022	急傾斜地の崩壊	本町、幌内住吉町	本町 3	II -0-269-269	平成26年2月18日	○	○
急023	急傾斜地の崩壊	本町	三笠本町 4	II -0-270-270	平成28年3月29日	○	○
急024	急傾斜地の崩壊	本町	三笠本町 5	II -0-271-271	平成28年3月29日	○	○
急025	急傾斜地の崩壊	高美町	高美町	II -0-272-272	平成26年2月18日	○	○
急027	急傾斜地の崩壊	清住町	三笠清住町 3	II -0-274-274	平成28年3月29日	○	○
急028	急傾斜地の崩壊	清住町	三笠清住町 4	II -0-275-275	平成28年3月29日	○	○
急029	急傾斜地の崩壊	清住町、東清住町	三笠清住町 5	II -0-276-276	平成28年3月29日	○	○
急030	急傾斜地の崩壊	唐松町2丁目	三笠唐松町2丁目1	II -0-277-277	平成28年3月29日	○	○
急031	急傾斜地の崩壊	清住町、東清住町	三笠東清住町 1	II -0-278-278	平成28年3月29日	○	○
急032	急傾斜地の崩壊	唐松町1丁目、唐松緑町、唐松春光町	三笠唐松町 1 丁目 1	II -0-279-279	平成28年3月29日	○	○
急033	急傾斜地の崩壊	唐松春光町	三笠唐松春光町	II -0-280-280	平成28年3月29日	○	○
急035	急傾斜地の崩壊	幾春別栗丘町	三笠幾春別栗丘町1	II -0-282-282	平成28年3月29日	○	○
急036	急傾斜地の崩壊	幾春別栗丘町	三笠幾春別栗丘町2	II -0-283-283	平成28年3月29日	○	○
急040	急傾斜地の崩壊	西桂沢	三笠西桂沢 2	II -0-287-287	平成28年3月29日	○	○
急042	急傾斜地の崩壊	清住町	三笠清住町 6	III -0-214-214	平成28年3月29日	○	○
急043	急傾斜地の崩壊	清住町	三笠清住町 7	III -0-215-215	平成28年3月29日	○	○
急044	急傾斜地の崩壊	唐松町1丁目、唐松町2丁目、唐松緑町	三笠唐松町 1 丁目 2	III -0-216-216	平成28年3月29日	○	○
急049	急傾斜地の崩壊	幾春別栗丘町	三笠幾春別栗丘町3	III -0-221-221	平成28年3月29日	○	○
急050	急傾斜地の崩壊	幾春別栗丘町、幾春別川向町	三笠幾春別栗丘町4	III -0-222-222	平成28年3月29日	○	○
急051	急傾斜地の崩壊	幾春別栗丘町、幾春別川向町、幾春別山手町	三笠幾春別栗丘町5	III -0-223-223	平成28年3月29日	○	○
合計						60	44

2 土砂災害危険箇所

(1) 土石流危険渓流箇所

番号	No.	箇所番号	箇所名
1	土001	II 04-0130	川内2の沢川
2	土002	I 04-0140	川内1の沢川
3	土003	II 04-0160	菅原の沢川
4	土004	I 04-0170	佐々木の沢川
5	土005	I 04-0180	美園町2の沢川
6	土009	II 04-0220	カリカンの沢川
7	土010	II 04-0230	川元の沢川
8	土011	I 04-0240	学校沢川
9	土012	I 04-0250	団地沢川
10	土013	I 04-0260	弥生墓地の沢川

番号	No.	箇所番号	箇所名
11	土014	II 04-0270	廃校沢川
12	土016	I 04-0290	湯の沢川
13	土017	I 04-0300	変電所沢川
14	土035	II 04-0480	末広の沢川
15	土042	II 04-0550	大里奥の沢
16	土043	II 04-0560	坊主山1の沢川
17	土044	II 04-0570	坊主山2の沢川
18	土045	I 04-0580	萱野1の沢川
19	土046	II 04-0590	萱野3の沢川
20	土048	準04-002	萱野2の沢川

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

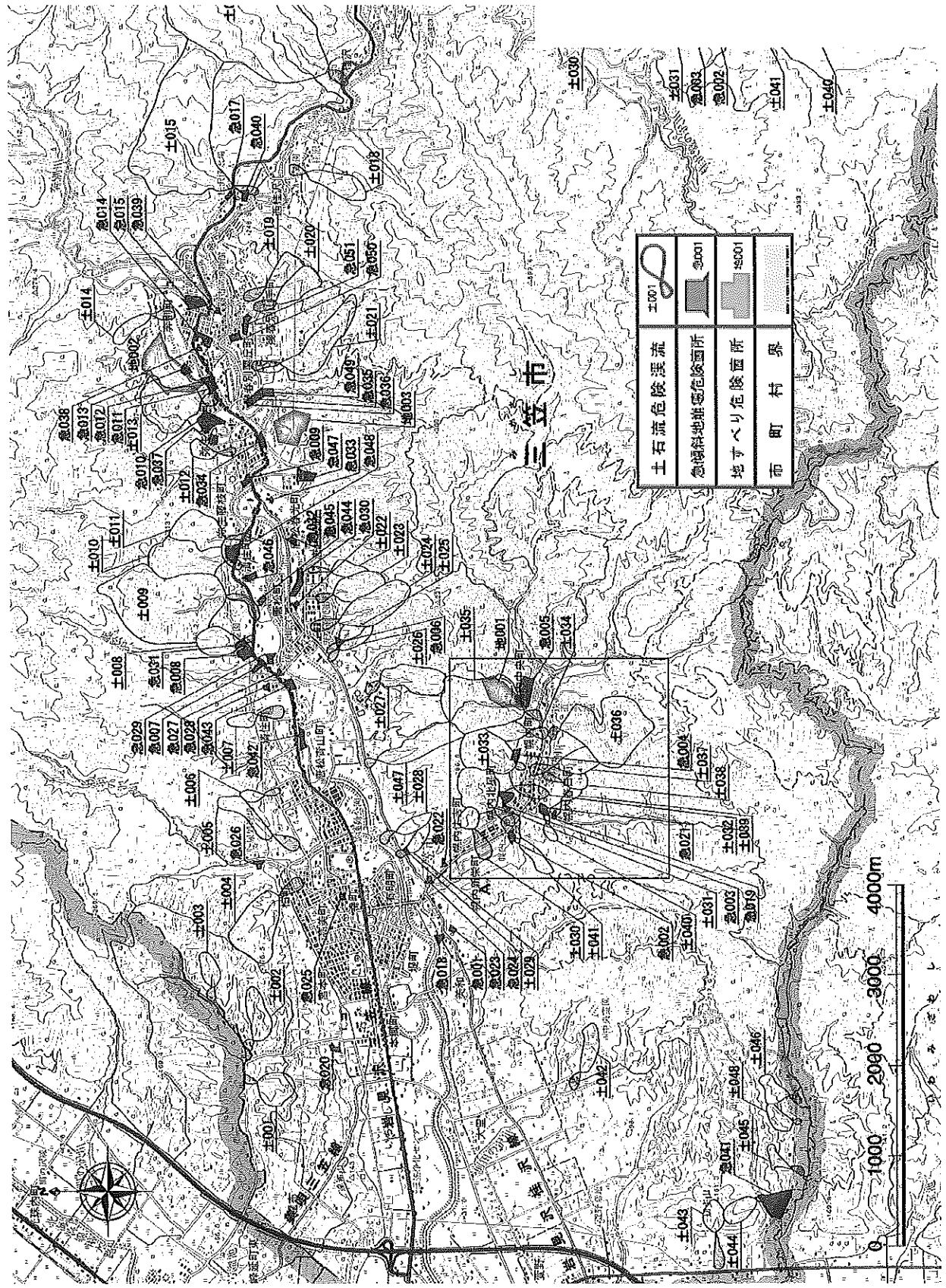
番号	No.	箇所番号	箇所名
1	急009	I -0-319-319	三笠弥生柳町
2	急010	I -0-320-320	三笠弥生並木町
3	急011	I -0-321-321	三笠弥生桜木町1
4	急012	I -0-322-322	三笠弥生桜木町2
5	急013	I -0-323-323	三笠奔別新町
6	急015	I -0-325-325	三笠幾春別町4丁目
7	急016	I -0-326-326	三笠桂沢
8	急017	I -0-327-327	三笠西桂沢
9	急020	II -0-267-267	三笠いちきしり
10	急026	II -0-273-273	三笠柏町

番号	No.	箇所番号	箇所名
11	急034	II -0-281-281	三笠弥生町2丁目2
12	急037	II -0-284-284	三笠弥生桜木町1
13	急038	II -0-285-285	三笠幾春別町3丁目
14	急039	II -0-286-286	三笠錦町1丁目
15	急041	III -0-213-213	三笠萱野
16	急045	III -0-217-217	三笠東清住町2
17	急046	III -0-218-218	三笠東清住町3
18	急047	III -0-219-219	三笠唐松緑町2
19	急048	III -0-220-220	三笠東清住町4

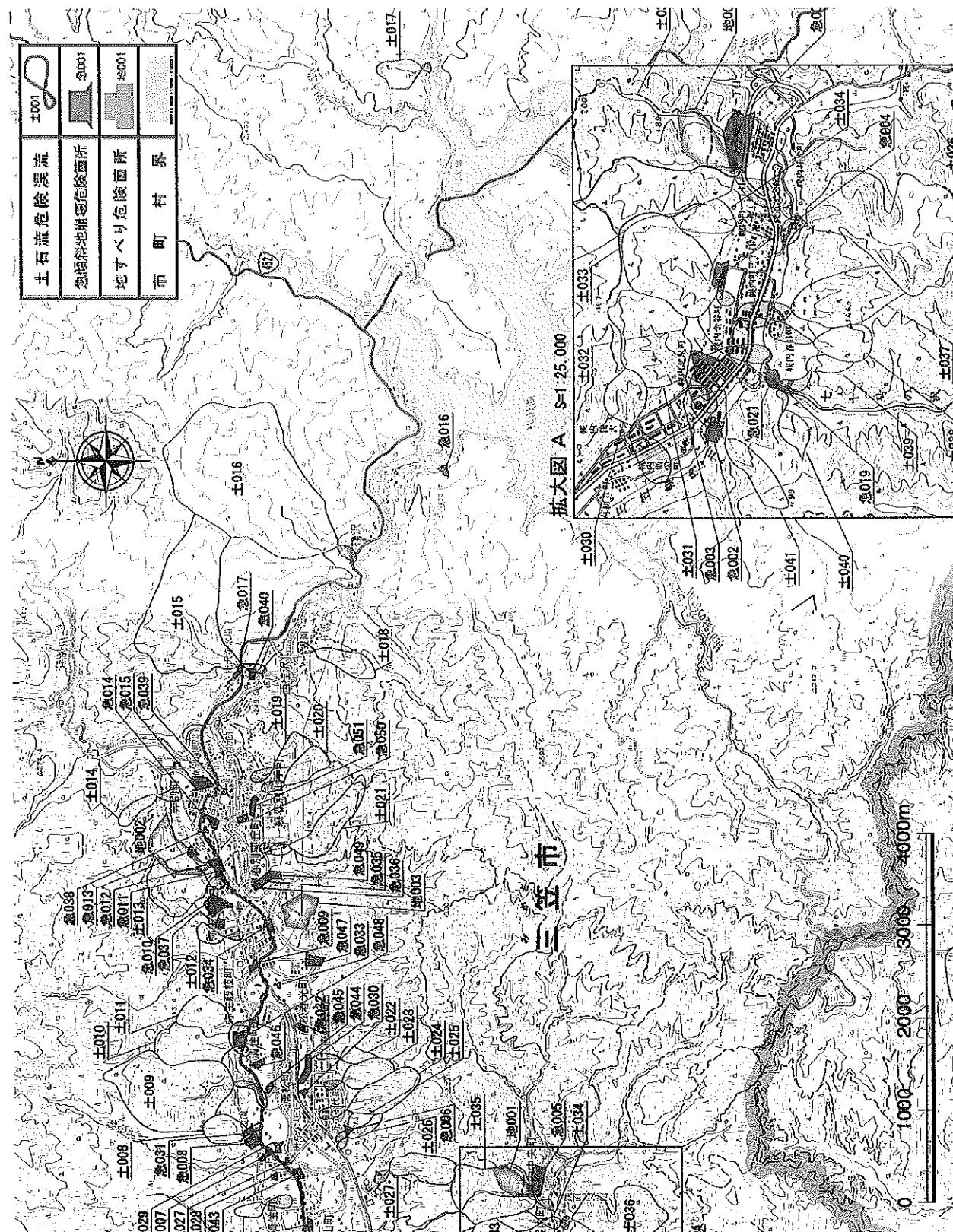
(3) 地すべり危険箇所

番号	No.	箇所番号	箇所名
1	地001	0-69-435	幌内末広
2	地002	0-70-436	旧幾春別小学校
3	地003	0-71-437	栗丘

土砂災害危険箇所図（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）西部



土砂災害危険箇所図（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）東部



別表 12

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）

(1) 山腹崩壊危険地区

番号	箇所名	町名	番号	箇所名	町名
山1	岡山1	岡山	山31	西桂沢5	西桂沢
山2	岡山2	岡山	山32	西桂沢6	西桂沢
山3	三楽荘A	本郷町	山33	栗丘町1	幾春別栗丘町
山4	三楽荘B	本郷町	山34	栗丘町2	幾春別栗丘町
山5	本郷3	本郷町	山35	栗丘町3	幾春別栗丘町
山6	本郷4	本郷町	山36	栗丘町4	幾春別栗丘町
山7	高美1	柏町	山37	栗丘町5	幾春別栗丘町
山8	高美2	柏町	山38	栗丘町6	幾春別栗丘町
山9	柏	柏町	山39	緑2	唐松緑町
山10	美園町1	美園町	山40	緑1	唐松緑町
山11	美園2	柏町	山41	緑4	唐松常盤町
山12	美園3	美園町	山42	千代田1	唐松千代田町
山13	清住1	美園町	山43	幌内炭鉱の沢	唐松青山町
山14	清住2	清住町	山44	岡部の沢	唐松青山町
山15	清住3	清住町	山45	岡本の沢	本町
山16	東清住1	東清住町	山46	野中の沢	本町
山17	東清住2	東清住町	山47	本町1	本町
山18	倉田の沢	東清住町	山48	本町2	本町
山19	東清住6	東清住町	山49	本町3	本町
山20	橋町1	弥生橋町	山50	住吉町1	幌内住吉町
山21	並木町2	弥生並木町	山51	住吉町2	幌内住吉町
山22	並木町3	弥生並木町	山52	住吉町3	幌内住吉町
山23	墓地の沢	弥生桜木町	山53	住吉町4	幌内住吉町
山24	幾春別1	奔別新町	山54	金谷2	幌内北星町
山25	幾春別2	奔別新町	山55	金谷3	幌内金谷町
山27	生協の沢	奔別旭町	山56	学校の沢	幌内町3丁目
山28	生協墓地の沢	奔別川端町	山57	学校の沢2	幌内町3丁目
山29	西桂沢3	西桂沢	山58	幌内1	幌内町2丁目
山30	西桂沢4	西桂沢	山59	幌内2	幌内町1丁目

番号	箇所名	町名
山60	中央1	幌内中央町
山61	中央2	幌内中央町
山62	本沢町1	幌内奔幌内町
山63	月光1	幌内月光町
山64	月光2	幌内月光町
山65	月光3	幌内月光町
山66	70号の沢A	幌内春日町
山67	70号の沢B	幌内春日町
山68	春日1	幌内春日町
山69	春日2	幌内春日町
山70	70号の沢C	幌内春日町
山71	月光	幌内春日町
山72	岡田の沢A	幌内新栄町
山73	岡田の沢B	幌内新栄町
山74	初音1	幌内初音町
山75	初音2	幌内初音町
山76	初音3	幌内初音町
山77	美和	美和
山78	大里	大里
山79	萱野1	萱野
山80	萱野	萱野
山81	萱野3	萱野
山82	美園4	美園
山83	栗丘団地1	幾春別山手町
山84	山手町2	幾春別山手町
山85	栗丘団地3	幾春別山手町
山86	山手町4	幾春別山手町
山87	山手町5	幾春別山手町
山88	タカンベツ沢1	幾春別山手町
山89	タカンベツ沢2	幾春別山手町
山90	タカンベツ沢3	幾春別山手町
山91	タカンベツ沢4	幾春別山手町

番号	箇所名	町名
山92	タカンベツ沢5	幾春別山手町
山93	タカンベツ沢6	西桂沢
山94	タカンベツ沢7	西桂沢
山95	タカンベツ沢8	西桂沢
山96	奔別1	奔別町
山97	奔別2	奔別新町
山98	緑町5	唐松緑町
山99	緑町6	唐松緑町
山100	緑町7	唐松緑町
山101	唐松団地4	唐松常盤町
山102	栗丘町7	幾春別栗丘町
山103	緑町10	唐松緑町
山104	緑町11	唐松緑町
山105	奔幌内1	奔幌内町
山106	奔幌内2	奔幌内町
山107	右股の沢2	奔幌内町
山108	右股の沢3	奔幌内町
山109	右股の沢4	奔幌内町
山110	右股の沢5	奔幌内町
山111	右股の沢6	奔幌内町
山112	右股の沢7	奔幌内町
山195	栗丘団地1	幾春別山手町
山196	栗丘団地2	幾春別山手町
山197	栗丘団地3	幾春別山手町
山198	栗丘団地4	幾春別山手町
山199	栗丘団地5	幾春別山手町
山200	タカンベツ沢1	幌内本沢町
山201	タカンベツ沢2	幌内本沢町
山202	タカンベツ沢3	幌内本沢町
山203	タカンベツ沢4	幌内本沢町
山204	タカンベツ沢5	幌内本沢町
山205	タカンベツ沢6	幌内本沢町

番号	箇所名	町名
山206	タカンベツ沢7	幌内本沢町
山207	タカンベツ沢8	幌内本沢町
山208	タカンベツ沢9	幌内本沢町
山209	タカンベツ沢10	幌内本沢町
山210	タカンベツ沢11	幌内本沢町
山211	タカンベツ沢12	幌内本沢町
山212	唐松団地1	幌内本沢町
山213	唐松団地2	幌内本沢町
山214	唐松団地3	幌内本沢町
山215	唐松団地4	幌内本沢町
山216	唐松団地5	幌内本沢町
山217	唐松団地6	幌内本沢町
山218	唐松団地7	幌内本沢町
山219	唐松団地8	幌内本沢町
山220	唐松団地9	幌内本沢町
山221	唐松団地10	幌内本沢町
山222	唐松団地11	幌内本沢町
山223	布引右股の沢1	幌内本沢町
山224	布引右股の沢2	幌内本沢町
山225	布引右股の沢3	幌内本沢町
山226	布引右股の沢4	幌内本沢町
山227	布引右股の沢5	幌内本沢町
山228	布引右股の沢6	幌内本沢町
山229	布引右股の沢7	幌内本沢町
山230	布引の沢1	幌内本沢町
山231	布引の沢2	幌内本沢町
山232	布引の沢3	幌内本沢町
山233	布引の沢4	幌内本沢町
山234	布引の沢5	幌内本沢町
山235	布引の沢6	幌内本沢町
山236	布引の沢7	幌内本沢町
山237	布引の沢8	幌内本沢町

番号	箇所名	町名
山238	布引の沢9	幌内本沢町
山239	布引の沢10	幌内本沢町
山240	布引の沢11	幌内本沢町
山241	本沢1	幌内本沢町
山242	本沢2	幌内本沢町
山243	本沢3	幌内本沢町
山244	本沢4	幌内本沢町
山245	本沢5	幌内本沢町
山246	本沢6	幌内本沢町
山247	本沢7	幌内本沢町
山248	本沢8	幌内本沢町
山249	ミルホロの沢1	幌内本沢町
山250	ミルホロの沢2	幌内本沢町
山251	ミルホロの沢3	幌内本沢町

(2) 崩壊土砂流出危険地区一覧表

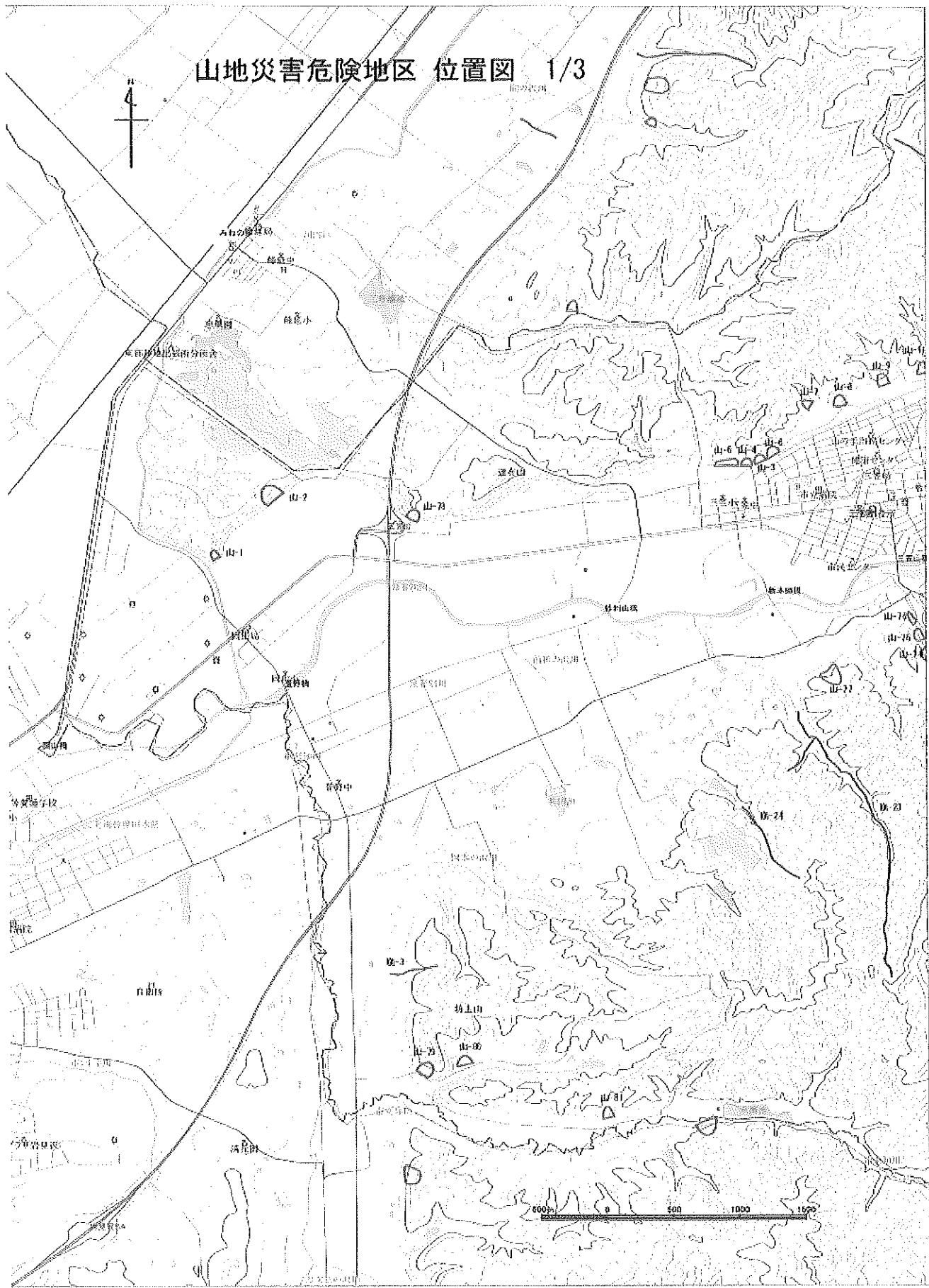
番号	箇所名	町名
崩1	柏町1	柏町
崩2	ヌッパの沢	柏町
崩3	美園町	萱野町
崩4	藤松町	東清住町
崩5	カンカン沢	東清住町
崩6	藤見の沢	東清住町
崩7	学校の沢	弥生
崩8	墓地の沢	弥生
崩9	弥生盤の沢	弥生
崩10	岡本の沢	唐松青山町
崩11	野中の沢	本町
崩12	住吉沢	本町
崩13	住吉1の沢	本町
崩14	住吉2の沢	本町
崩15	住吉3の沢	本町
崩16	吉野の沢	幌内住吉町
崩17	金谷町1の沢	幌内北星町
崩18	学校の沢	幌内町
崩19	加部の沢	幌内月光町
崩20	70号の沢	幌内春日町
崩23	珍古の沢	美和
崩24	大里2	大里
崩25	鉄道村の沢	幌内町
崩26	双葉の沢	唐松青山町
崩27	仙太郎沢	清住町
崩29	山手1の沢	幾春別
崩30	山手2の沢	幾春別
崩31	山手3の沢	幾春別
崩32	山手4の沢	幾春別
崩33	栗丘1の沢	幌内本沢町

番号	箇所名	町名
崩34	栗丘2の沢	幌内本沢町
崩35	タカンベツ1の沢	幌内本沢町
崩36	タカンベツ2の沢	幌内本沢町
崩37	タカンベツ3の沢	幌内本沢町
崩38	タカンベツ沢	幌内本沢町
崩39	双葉1の沢	幌内本沢町
崩40	双葉2の沢	幌内本沢町
崩41	春光1の沢	幌内本沢町
崩42	春光2の沢	幌内本沢町
崩43	緑の沢	幌内本沢町
崩44	常盤の沢	幌内本沢町
崩45	千代の沢	幌内本沢町
崩46	右股1の沢	幌内本沢町
崩47	右股2の沢	幌内本沢町
崩48	右股の沢	幌内本沢町
崩49	右股支流1の沢	幌内本沢町
崩50	右股支流2の沢	幌内本沢町
崩51	右股支流の沢	幌内本沢町
崩52	布引1の沢	幌内本沢町
崩53	布引2の沢	幌内本沢町
崩54	布引3の沢	幌内本沢町
崩55	布引の沢	幌内本沢町
崩56	幌内右1の沢	幌内本沢町
崩57	本沢左1の沢	幌内本沢町
崩58	本沢左2の沢	幌内本沢町
崩59	本沢右1の沢	幌内本沢町
崩60	本沢左3の沢	幌内本沢町
崩61	本沢左2の沢	幌内本沢町
崩62	ミルホロ左の沢	幌内本沢町
崩63	ミルホロの沢	幌内本沢町

(3) 地すべり危険地区一覧表

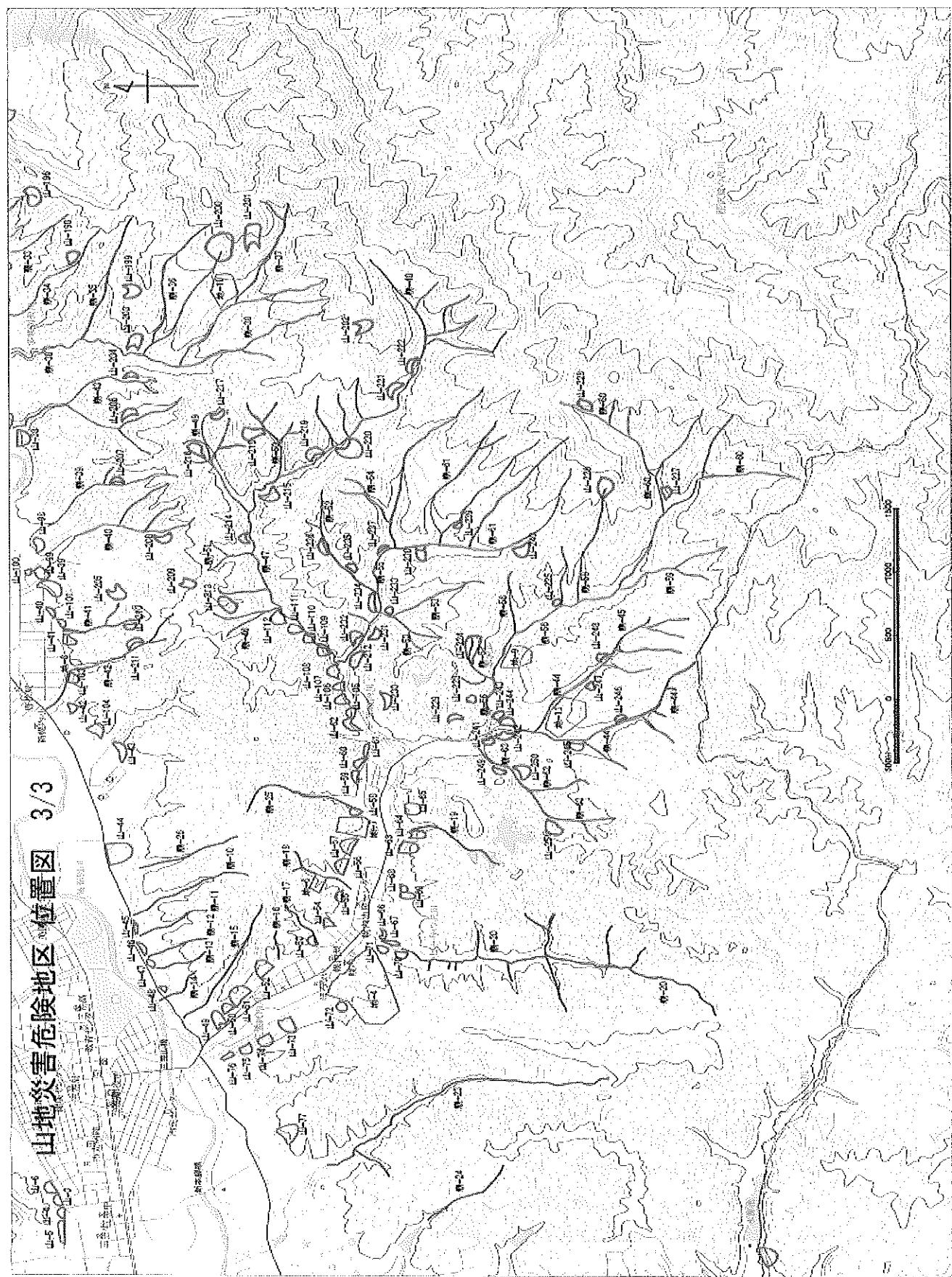
番号	箇所名	町名
地1	柏1	柏町
地2	柏2	柏町
地3	柏3	柏町
地4	新栄町地区	幌内新栄町
地5	藤松沢	清住町
地6	幌内金谷	幌内金谷町
地7	住吉地先	幌内町2丁目
地8	唐松地区	唐松緑町
地9	幌内本沢町	幌内本沢町
地10	タカンベツ沢	幌内本沢町
地11	布引の沢	幌内本沢町

山地災害危険地区図（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）



山地災害危険地区位置図 2/3



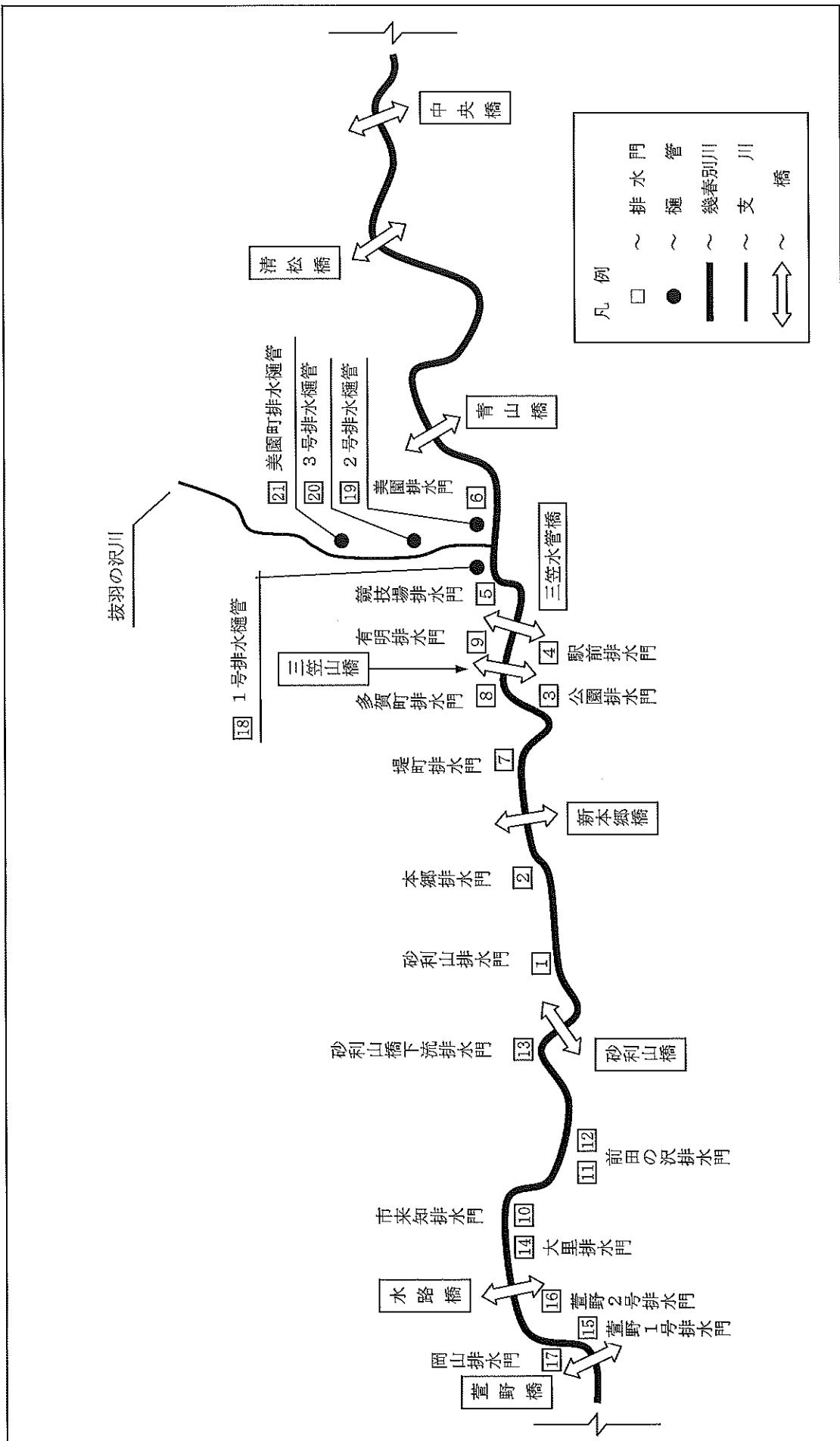


別表13

排水門等の施設

名 称	場 所 (河川名・築堤名)	管 理 者
砂利山排水門	大幾春別里川	札幌開発建設部 岩見沢河川事務所
本郷排水門	本郷町 〃	〃
公園排水門	本町 〃	〃
駅前排水門	本町 〃	〃
競技場排水門	若草町 〃	〃
美園排水門	美園町 〃	〃
堤町排水門	堤町 〃	〃
多賀町排水門	多賀町 〃	〃
有明排水門	有明町 〃	〃
市来知排水門	市来知 〃	〃
前田の沢排水門	大里 〃	〃
前田の沢排水門	大里 〃	〃
砂利山橋下流排水門	市来知 〃	〃
大里排水門	大里 〃	〃
萱野1号排水門	萱野 〃	〃
萱野2号排水門	萱野 〃	〃
岡山排水門	岡山 〃	〃
1号排水樋管	若草町 抜羽の沢川	空知総合振興局札幌建設管理部 岩見沢出張所
2号排水樋管	美園町 〃	〃
3号排水樋管	美園町 〃	〃
美園排水樋管	美園町 〃	〃

排水門等の施設箇所図



別表 1 4

備蓄状況

区分	備蓄場所 品名	市役所	消防署	ふれあい 健康センター	幾春別 消防センター	合計
食 料	長期保存食(食)			270	30	300
飲 料 水	ミネラルウォーター(本)			360	96	456
生活用品	毛布(枚)	20		135	25	180
資機材	簡易トイレ(個)		20	1		21
	簡易ベッド(台)	10				10
	発電機(台)		3			3
	懐中電灯(個)	28				28
	移動式ストーブ(個)			5	5	10
	発電機用ガスボンベ(本)		150			150
	メガバブルーライト(台)		2			2

別表 15

指定緊急避難場所一覧

No.	地区名	名 称	所在地	対 象 区 域	面積 (m ²)	収容可能人員(人)
1	岡山 萱野	道の駅三笠駐車場	岡山1057-1	岡山	11,170	3,720
2		岡山中央東公園	岡山52	岡山	1,000	330
3		萱野中学校グラウンド	萱野192-1	萱野、大里の一部	8,400	2,800
4	三笠	三笠中学校グラウンド	本郷町484-2	大里の一部、いちきしり、川内、達布、本郷町、宮本町	17,500	5,830
5		柳町児童公園	柳町461	柳町	4,000	1,330
6		若松町児童公園	若松町5	若松町、堤町	2,500	830
7		中央公園	幸町1	幸町、多賀町	7,000	2,330
8		クロフォード公園	本町971-1	本町、美和	586,100	195,360
9		見晴公園	高美町454	高美町	1,400	460
10		柏町児童公園	柏町440	柏町	1,600	530
11		三笠運動公園	若草町280	有明町、若草町、美園町の一部	196,600	65,530
12		美園緑地公園	美園町8	美園町の一部	2,600	860
13		清住町児童公園	清住町130	清住町	1,100	360
14	幌内	初音公園	初音町253	初音町、新栄町	1,600	530
15		住吉町児童公園	住吉町5	住吉町	6,400	2,130
16		金谷公園	金谷町31	北星町、金谷町、春日町、幌内町3丁目	1,000	330
17		もみじ公園	幌内町1丁目173	幌内町1~2丁目	300	100
18	唐松	唐松ポケットパーク	唐松町2丁目304	唐松町1~2丁目、栄町1~3丁目、東清住町	1,100	360
19		千代田公園	千代田町1丁目166	千代田町1~2丁目、青山町	2,700	900
20		常盤町児童公園	常盤町325	常盤町、緑町、春光町	3,700	1,230
21	弥生	弥生市民広場	橘町26	弥生町1~3丁目、橘町、柳町、藤枝町、栗丘町の一部	1,700	560
22		花園町児童公園	花園町28	花園町、桃山町、桜木町、並木町	3,800	1,260
23	幾春別	三笠開拓記念広場	幾春別町1丁目157	千住町、滝見町、幾春別町1~3丁目、錦町1~2丁目、西桂沢、桂沢	1,500	500
24		中島町児童公園	中島町287	奔別新町、幾春別町4丁目、中島町	2,800	930
25		川向町児童公園	川向町87	栗丘町の一部、山手町、川向町	4,800	1,600

別表16

指定避難所一覧

No.	地区名	名 称	所在地	対象区域	収容人員	管 理 者	電話番号
1	岡山 萱野	道の駅三笠	岡山1056-1	岡山、萱野、 大里の一部	70	農林課長	2-3996
2		岡山小学校	岡山60-2		240	学校長	2-2314
3		岡山市民センター	岡山89-4		90	市民生活課長	2-3187
4		萱野中学校	萱野192-1		260	学校長	2-2308
5		三葉保育所	萱野127-9		120	所長(福祉事務所長)	3-1449
6	三笠	三笠小学校	本郷町485-1	大里の一部、 いちきしり、 川内、達布、 本郷町、宮本町、 柿町、若松町、 堤町、幸町、 多賀町、本町、 美和、高美町、 柏町、有明町、 若草町、美園町、 清住町	430	学校長	2-2010
7		三笠中学校	本郷町484-2		410	学校長	2-2066
8		三笠保育所	若松町14-1		90	所長(福祉事務所長)	2-3014
9		三笠市民センター	堤町2-7		110	市民生活課長	2-3187
10		市民会館	幸町13		150	市民生活課長	2-3187
11		山の手市民センター	高美町448-8		120	市民生活課長	2-3187
12		ふれあい健康センター	高美町444		90	保健福祉課長	3-2010
13		三笠スポーツセンター	若草町280		520	社会教育課長	2-2197
14		公民館	若草町404		90	学校教育課長	2-2197
15		三笠ドーム	若草町280		970	社会教育課長	2-2197
16		三笠高校	若草町397		410	学校長	4-2200
17		美園市民センター	美園町72-5		100	市民生活課長	2-3187
18	幌内	幌内市民センター	金谷町31-4	初音町、新栄町、 住吉町、北星町、 金谷町、春日町、 幌内町1~3丁目	100	市民生活課長	2-3187
19	唐松	唐松市民センター	常盤町310-1	唐松町1~2丁目、 栄町1~3丁目、 東清住町、 千代田町1~2丁目、 青山町、常盤町、 緑町、春光町	110	市民生活課長	2-3187
20	弥生	弥生市民センター	橘町72-8	弥生町1~3丁目、 橘町、柳町、 藤枝町、花園町、 桃山町、桜木町、 並木町、 栗丘町の一部	110	市民生活課長	2-3187
21	幾春別	幾春別市民センター	幾春別町 1丁目318-6	千住町、滝見町、 幾春別町1~4丁目、 錦町1~2丁目	140	市民生活課長	2-3187
22		幾春別消防センター	幾春別町 1丁目318	奔別新町、中島町、 栗丘町の一部、 山手町、川向町、 西桂沢、桂沢	20	消防署長	2-3499

※上記避難所のほか、各寺院が一時的な避難先として協定を締結している。

別表 17

市有無線一覧

(1) 防災行政無線

呼出呼称		形式	周波数(MHz)	出力(W)	配置場所	備考
基地局	ぼうさいみかさ	固定	① 466.2125 ② 466.775	10	市役所	① 市町村波 ② 広域共通波
移動局	ぼうさいみかさ 6	車載	① ②	10	除雪機械センター	パトロール車(土木公園係)
	" 13	可搬	"	"	消防本部	生活安全センター
	" 14	車載	"	"	除雪機械センター	トラック(土木公園係)
	" 501	携帯	"	5	消防本部	生活安全センター
	" 502	"	"	"	"	"
	" 106	"	"	1	"	"
	" 107	"	"	"	"	"
	" 108	"	"	"	"	"
	" 109	"	"	"	"	"
	" 110	"	"	"	"	"
	" 111	"	"	"	"	"
	" 112	"	"	"	"	"
	" 113	"	"	"	"	"
	" 114	"	"	"	"	"
	" 115	"	"	"	"	"
	" 116	"	"	"	"	"
	" 117	"	"	"	"	"
	" 118	"	"	"	"	"
	" 119	"	"	"	"	"
	" 120	"	"	"	"	"
	" 121	"	"	"	"	"
	" 122	"	"	"	"	"
	" 123	"	"	"	"	"
	" 124	"	"	"	"	"
	" 125	"	"	"	"	"
	" 126	"	"	"	"	"
	" 127	"	"	"	"	"

(2) 水道無線

基地局	すいどうかつらざわ	固定	59.84	10	桂沢水道企業団	
固定局	すいどうみかさ	固定	59.84	10	水道課	
	すいどうみかさ 1	車載	59.84	10	水道課	緊急パトロール車
	" 2	携帯	"	1	"	
	" 6	"	"	"	"	検針車

※ 桂沢水道企業団所有の固定局(三笠市、岩見沢市)

(3) 消防無線

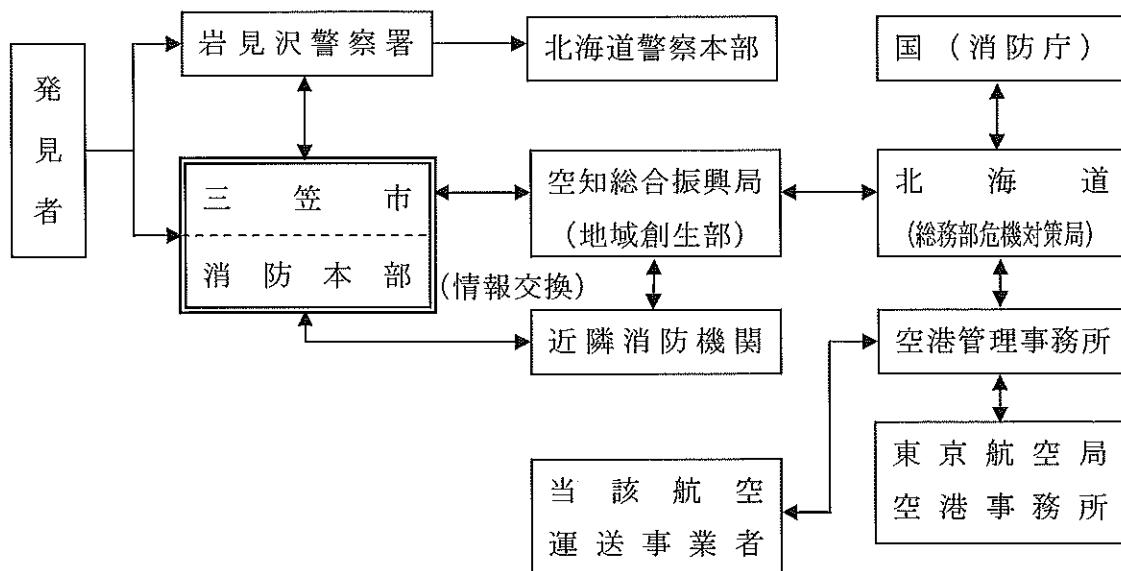
区分 無線別		形式	周波数 (MHz)	出力 (W)	配置場所	備考
基地局		固定 (テレル)	① 274.90625 ② 274.23125 ③ 274.53125 ④ 274.91875	10	消防本部	① 統制波 ②〃 ③〃 ④活動波
移動局	車載	テレル	① 265.91875 ② 265.60625 ③ 265.30625 ④ 265.38125 ⑤ 265.45625 ⑥ 265.68125 ⑦ 265.75625 ⑧ 265.83125	5	〃	①活動波 ②主運用波 ③〃 ④〃 ⑤〃 ⑥〃 ⑦〃 ⑧〃
	携帯	〃	① 265.91875 ② 265.60625 ③ 265.30625 ④ 265.38125 ⑤ 265.45625 ⑥ 265.68125 ⑦ 265.75625 ⑧ 265.83125	1	〃	①活動波 ②主運用波 ③〃 ④〃 ⑤〃 ⑥〃 ⑦〃 ⑧〃

別表 18

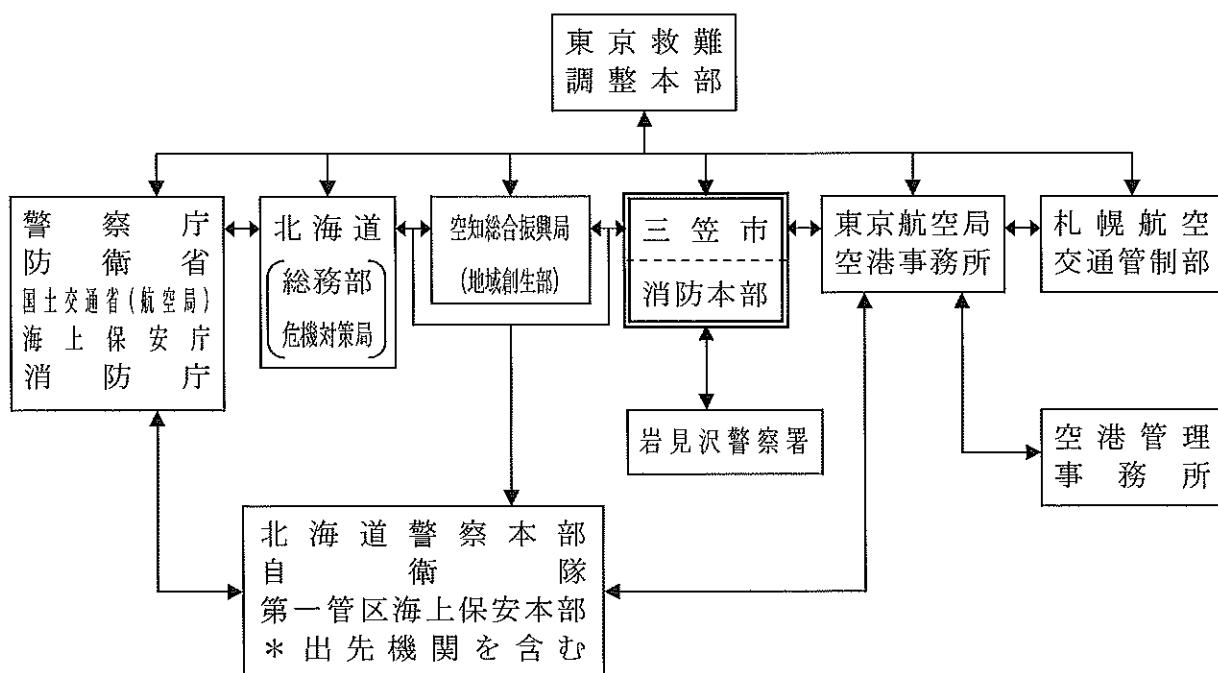
情報通信連絡系統

1 航空災害

(1) 発生地点が明確な場合



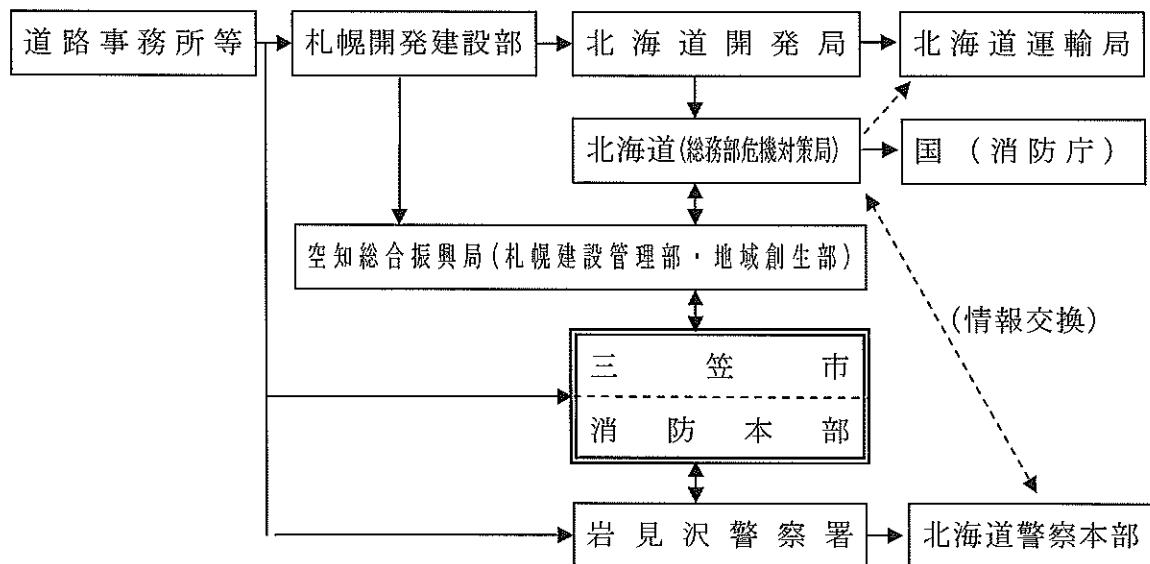
(2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



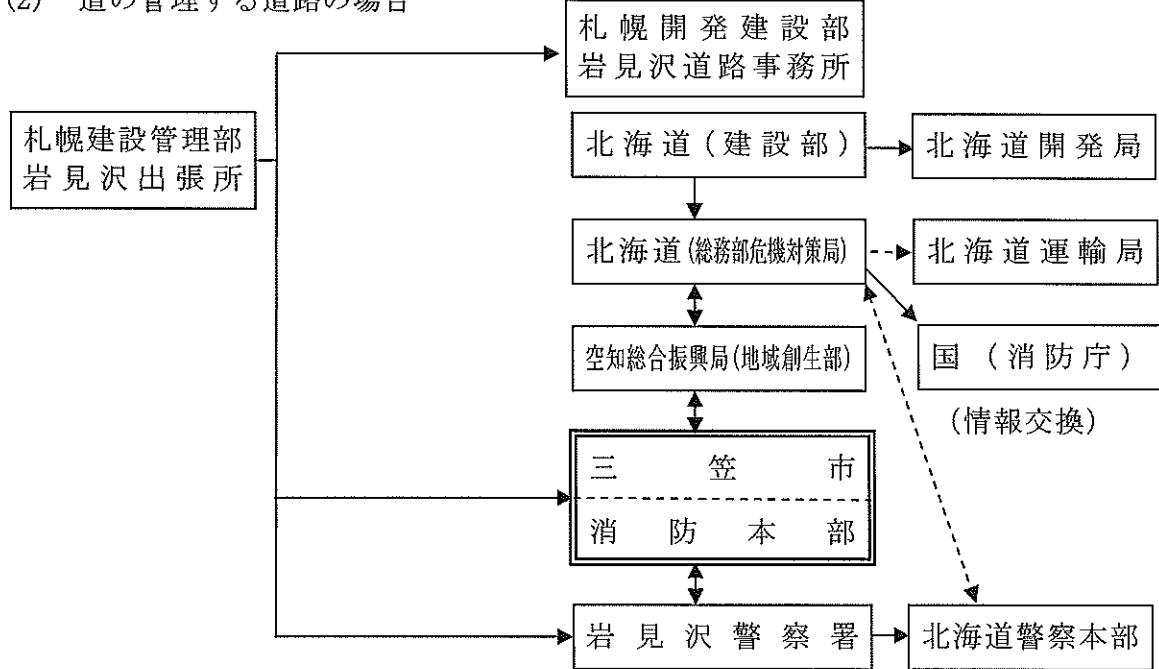
(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

2 道路災害

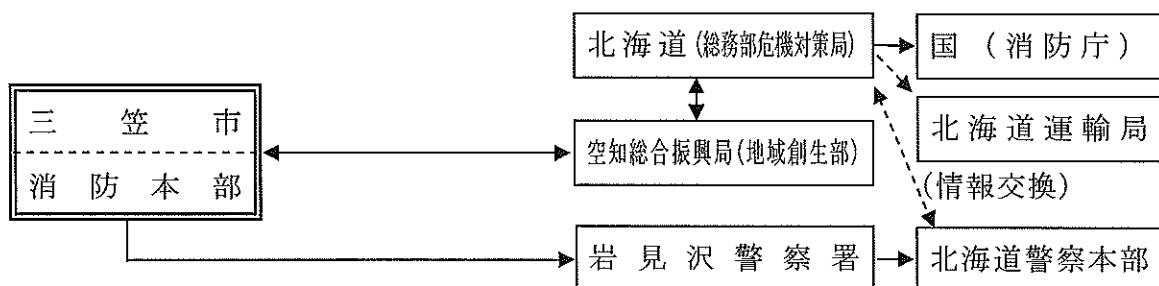
(1) 国の管理する道路の場合



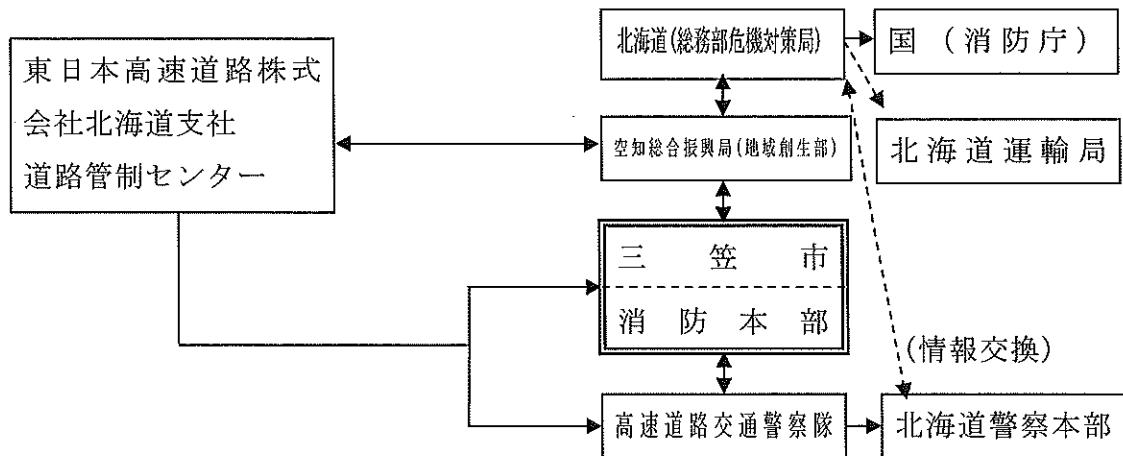
(2) 道の管理する道路の場合



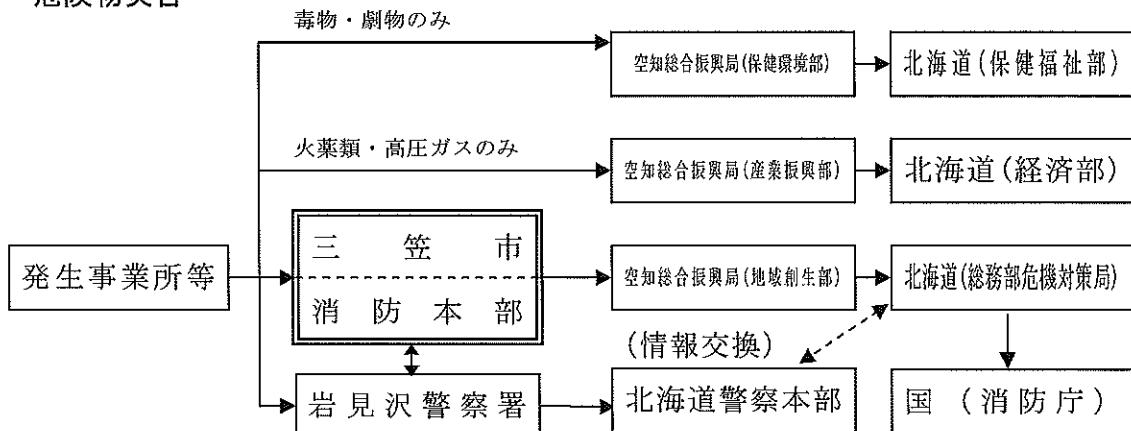
(3) 市の管理する道路の場合



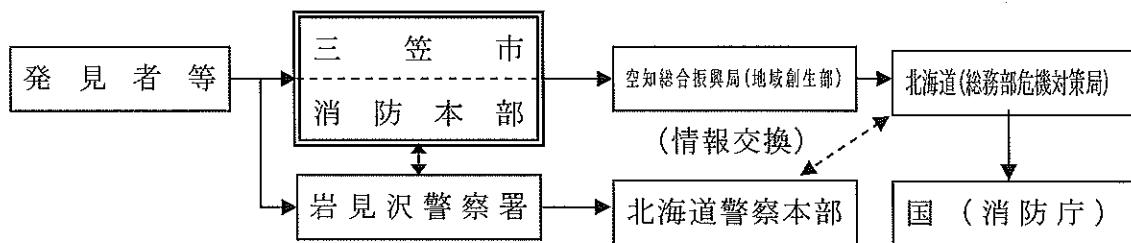
(4) 高速自動車国道の場合



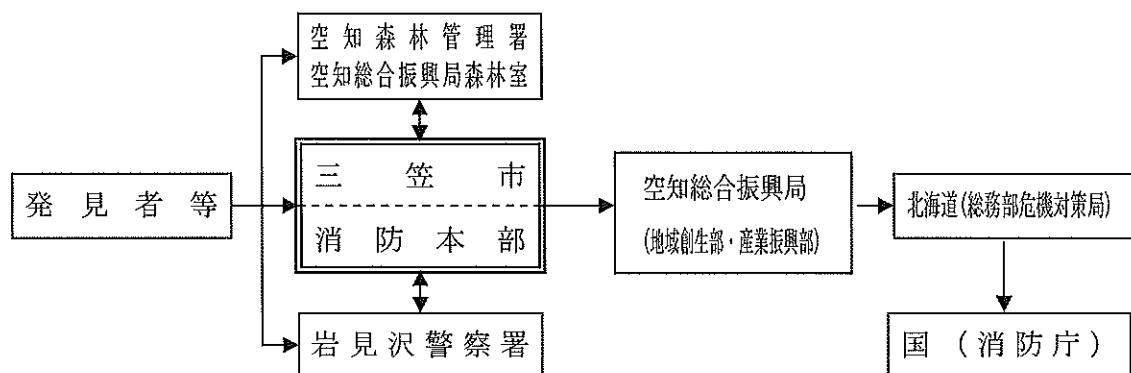
3 危険物災害



4 大規模な火事災害

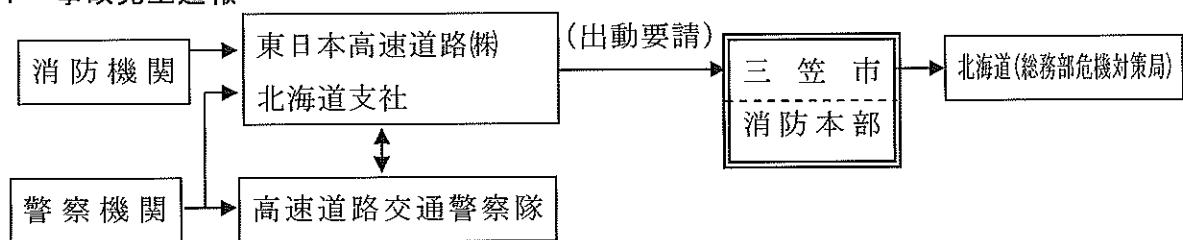


5 林野火災 (詳細図は林野火災予消防計画による)



別表19 高速自動車国道事故発生・対策通報系統図

1 事故発生通報



2 事故等対策通報

